

契 約 書 (案)

- 1 業務の名称 北海道警察託送業務
- 2 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 単 価 別表に定めるところによる。

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。)

注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

(令和 年 月 日)

注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

発注者 北海道
北海道警察本部長
友 井 昌 宏

住 所
受注者 氏 名

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別紙託送業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、頭書の契約期間において託送業務を処理し、発注者は、その対価である託送代金を受注者に支払うものとする。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約書及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

- 第3条 受注者は、託送業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、前項の規定にかかわらず、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、託送業務の一部の処理を、受注者の責任において、第三者に委託することができる。この場合においては、受注者は、発注者が指示する書面を提出の上、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、託送業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。
- 4 受注者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。

(調査等)

- 第4条 発注者は、業務の処理状況について、受注者に対し、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。
- 2 受注者は、前項の規定による求めに対し、速やかにこれに応じなければならない。

(代金の請求及び支払)

- 第5条 受注者は、前月中の託送に係る代金額に当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「託送代金」という。）を発注者に請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の規定による適法な支払請求書を受理した日から30日以内に託送代金

を受注者に支払うものとする。

3 発注者は、その責めに帰すべき理由により前項の託送代金の支払いが遅れたときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払金額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

4 託送代金の支払場所は、北海道会計管理者勤務の場所とする。

(危険負担)

第6条 発注者が、物品を受注者に引き渡した後において、当該物品を紛失し又は損傷したときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他不可抗力によるものと発注者が認めた場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第7条 受注者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(発注者の任意解除権)

第8条 発注者は、次条から第11条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、発注者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受注者に通知しなければならない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者が賠償すべき損害額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 託送業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに発注者との協議事項に従わないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。

(2) 受注者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告

をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に託送代金債権を譲渡したとき。

(7) 第13条又は第14条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時託送業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第11条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 受注者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第17条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第17条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

(2) 受注者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第17条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

- (3) 受注者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受注者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受注者に対する命令とし、これらの命令が受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受注者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (6) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第12条 第9条各号又は第10条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、発注者は、第9条又は第10条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の任意解除権）

第13条 受注者は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、受注者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、発注者に通知しなければならない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、発注者に損害を与えたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、受注者が賠償すべき損

害額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(受注者の催告による解除権)

第14条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第15条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第16条 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、発注者と受注者とが協議して定めた額の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第9条又は第10条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき理由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 2 前項各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。

(不正行為に伴う賠償金)

第17条 受注者は、この契約に関して、第11条各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として毎月の託送代金の合計額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する賠償金のほか、確定していない託送代金にかかる賠償金については、当該託送代金が確定した都度、前項の規定中「毎月の託送代金の合計額」とあるのは「毎月の託送代金」と読み替えて、同項の規定を運用する。
- 3 発注者は、実際に生じた損害の額が前項の託送代金の10分の2に相当する額を超えるときは、受注者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 4 第1項及び第3項の規定は、契約期間の終了後においても適用があるものとする。

(託送業務の処理に関する損害賠償)

第18条 受注者は、その責めに帰すべき理由により託送業務の処理に関し発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定により賠償すべき損害額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 3 受注者は、託送業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受注者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第19条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第14条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(相殺)

第20条 発注者は、受注者に対して違約金その他の金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する託送代金請求権その他の債権と相殺することができる。

(電子メールを利用する方法)

第21条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子メールを利用して行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約に定めのない事項)

第22条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別表

宅配便	地域	区 分	サイズ (3辺計)	単 価
	北海道	北	2kg以内	60cmまで
5kg以内			80cmまで	
10kg以内			100cmまで	
20kg以内			140cmまで	
25kg以内			160cmまで	
30kg以内			160cmまで	
東北・関東・信越	東北・ 関東・ 信越	2kg以内	60cmまで	
		5kg以内	80cmまで	
		10kg以内	100cmまで	
		20kg以内	140cmまで	
		25kg以内	160cmまで	
		30kg以内	160cmまで	
その他	そ の 他	2kg以内	60cmまで	
		5kg以内	80cmまで	
		10kg以内	100cmまで	
		20kg以内	140cmまで	
		25kg以内	160cmまで	
		30kg以内	160cmまで	

○東 北 青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島

○関 東 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、東京、山梨

○信 越 新潟、長野

○その他 北陸(富山、石川、福井)、中部(静岡、愛知、三重、岐阜)、関西(大阪、京都、滋賀、奈良、和歌山、兵庫)、中国(岡山、広島、山口、鳥取、島根)、四国(香川、徳島、愛媛、高知)、九州(福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島)、沖縄

※ 離島を除く。